

第 50 号

令和5年度熊本県電気事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度熊本県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間販売電力量 150,611,000kWh

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 事業収益 3,865,856千円

第1項 営業収益 3,842,639千円

第2項 営業外収益 23,217千円

支 出

第1款 事業費 2,537,105千円

第1項 営業費用 2,174,794千円

第2項 営業外費用 322,311千円

第3項 予備費 40,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,382,850千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額30,177千円、過年度分損益勘定留保資金1,087,780千円及び地域振興積立金264,893千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入 302,554千円

第1項 他会計からの返還金 265,554千円

第2項 企業債 37,000千円

支 出

第1款 資本的支出 1,685,404千円

第1項 建設改良費 281,953千円

第2項 企業債償還金 587,897千円

第3項 他会計への繰出金 765,554千円

第4項 予備費 50,000千円

(積立金の目的外使用)

第5条 建設改良積立金のうち264,893千円を地域振興積立金に目的外使用する。

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
新規水力開発関係調査業務	令和6年度	千円 16,301

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
水力発電所等照明設備改修工事	37,000	(借入先) 銀行、地方公共団体金融機構、財務省、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行 (その他) 工事、財政その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	年5.0% 以 内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め30年以内 半年賦元利均等償還又は元金均等償還等 ただし、財政その他の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。なお、限度額は100,000千円と定める。

(1) 第3条 支 出

第1款 事業費

第1項 営業費用

第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

480,229千円

(たな卸資産の購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

令和5年2月17日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫